

富良野都市計画特定用途制限地域の決定（富良野市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種 類	面 積	規制すべき特定の建築物等の用途の概要	備 考
特定用途制限地域（リゾート産業地区） （ただし保安林の区域を除く）	約 204 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・倉庫業倉庫、畜舎（15㎡を超えるもの） ・危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 	保安林区域面積 約0.2ha
特定用途制限地域（田園居住地区） （ただし保安林の区域を除く）	約 1,050 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅で1,500㎡を超えるもの ・店舗等の面積が1,500㎡を超えるもの ・ホテル・旅館で3,000㎡を超えるもの ・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 	保安林区域面積 約39.1ha
特定用途制限地域（主要幹線道路沿道地区） （ただし保安林の区域を除く）	約 76 ha	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅で1,500㎡を超えるもの ・店舗等の面積が3,000㎡を超えるもの ・ホテル・旅館で3,000㎡を超えるもの ・カラオケボックス等（ホテル・旅館に附属する施設は除く） ・麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 ・キャバレー、ダンスホール等 ・危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 ・火薬、石油、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量が多い施設 	
合 計	約 1,330 ha		

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画用途地域外における今後の土地利用の動向を勘案し、下記の4つの事項を目的とした特定用途制限地域の決定を行い、自然環境及び既存住宅地の環境を阻害するおそれのある建築物の規制・誘導を図る。

富良野都市計画特定用途制限地域の都市計画決定の主な目的

優良な農地・森林の適切な保全

用途地域外の既存住宅等の住環境の保全

地域高規格道路、主要幹線道路沿道における適切な開発の誘導と抑制

コンパクトなまちづくりに向けた積極的な市街化の抑制